５公立東京給第１５９６号

令和５年１１月１４日

各所属所長　殿

公立学校共済組合東京支部長

浜　　佳　葉　子

（公 印 省 略）

「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明

による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（通知）

　日頃より、公立学校共済組合の業務運営に関して、御理解・御協力いただきありがとうございます。

厚生労働省から「年収の壁・支援強化パッケージ」の一環として、「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」の実施について特例措置の方針が示されておりましたが、この度、令和５年１０月２０日付保保発１０２０第３号別紙２「事業主の証明による被扶養者認定Ｑ＆Ａ」（以下「Ｑ＆Ａ」という。）により、その具体的な内容が示されたことを受け、公立学校共済組合東京支部（以下「公立共済」という。）では下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、本取扱いについて組合員に御周知いただくとともに、被扶養者認定等の手続に当たり適切な事務処理をお願いいたします。

記

１　年金の壁・支援強化パッケージ

組合員の配偶者等で一定の収入がない方は、被扶養者として保険料の負担が発生しません。こうした方の収入が増加した場合、被扶養者でなくなり、保険料の負担が発生することとなります。保険料負担が生じる分手取り収入が減少するため、これを回避する目的で就業調整をされる方がいます。こうした方が意識している収入基準が、いわゆる「年収の壁」と呼ばれています（Ｑ＆Ａ　Ｑ１－１参照）。

「年収の壁」への対応策として「年収の壁・支援強化パッケージ」が策定され、特例的な措置として「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」を行うこととなりました（Ｑ＆Ａ　Ｑ１－２参照）。

２　公立共済での取扱い

（１）内容

　　　①特別認定の被扶養者が、被扶養者要件確認調査（以下「要件確認」という。）で認定継続手続を行うとき、②普通認定の被扶養者で扶養手当が支給停止となったが、被扶養者の認定継続手続を行うとき（特別認定への要件変更）又は③新たに被扶養者の認定手続を行うとき（特別認定）、通常提出が求められる書類と併せて、**「一時的な収入変動である旨の事業主の証明」（以下「事業主証明書」という。）**を提出することで、事業主の人手不足等の事情に伴う一時的かつ他律的な収入変動（以下「一時的な収入変動」という場合も同じ。）によって収入限度額である１３０万円（６０歳以上の方、収入の中に障害年金を含む方又は障害年金受給程度の障害を有する方は、１８０万円）以上となったものと認められる場合（３か月連続して月額限度額（108,334円（６０歳以上の方、収入の中に障害年金を含む方又は障害年金受給程度の障害を有する方は、150,000円））を超過した場合を含む。）には、その他の被扶養者認定要件を満たしていれば被扶養者として新規認定又は認定継続することとします（Ｑ＆Ａ　Ｑ２－５参照）。

　なお、被扶養者認定要件は収入要件だけではないため、事業主証明書が提出されても、その他の認定要件を満たしていないことにより、被扶養者に該当しない場合もあります（Ｑ＆Ａ　Ｑ３－６参照）。

（２）対象者

　　　給与収入のある被扶養者（新たに被扶養者認定を受けようとしている方も含みます。）

　　※　配偶者以外の被扶養者も含みます。（Ｑ＆Ａ　Ｑ２－１参照）。

　　※　雇用契約により本来想定される年間収入が被扶養者の収入限度額未満であるが、事業主の人手不足等の事情に伴う一時的かつ他律的な収入変動により、収入限度額を超過した場合に限り対象となります。

※　本通知による取扱いは、あくまでも事業主の人手不足等の事情に伴う被扶養者の労働時間延長等による一時的かつ他律的な収入変動を対象としていることから、フリーランスや自営業者など特定の事業主と雇用関係にない場合については対象となりません。

　　　　なお、フリーランスや自営業者としての収入と、勤務先からの給与収入の両方がある方について、給与収入が一時的な収入変動で増加したことにより収入限度額を超過した場合は、対象となります（Ｑ＆Ａ　Ｑ２－３参照）。

（３）提出書類

①　特別認定の被扶養者が、要件確認で認定継続手続を行うとき

　　　　**要件確認（基準日：毎年７月１日。次回は令和６年７月１日）の際に提出**していただきます（一時的な収入変動によって収入限度額を超過した時点では提出不要です。）。

　　　　一時的な収入変動によって収入限度額を超過した被扶養者を認定継続する場合は、福利厚生事務の手引Ｐ５２の提出書類（給与等支払証明書〔用紙No.扶養７〕も必要です。）に加えて、事業主証明書を提出してください。

※　一時的な収入変動によって収入限度額を超過した場合は、その都度事業主証明書を受け取る等、一時的に収入が増加した期間（人手不足による労働時間延長等が行われた期間）等について、事業主に確認し、要件確認の際に事業主証明書を提出できるようにしてください。

※　要件確認において、「退職後のため事業主証明書を受け取れない」、「事業主証明期間が収入限度額超過期間と異なる」等、事業主証明書により本通知による取扱いの対象となることを確認できない場合は、収入限度額を超過した時点に遡及して認定取消となりますので、十分御注意ください。

②　普通認定の被扶養者で扶養手当が支給停止となったが、被扶養者の認定継続手続を行うとき（特別認定への要件変更）

　　　　**扶養手当が支給停止となった際に直ちに提出**してください。

　　　　一時的な収入変動によって収入限度額を超過したことに基づき、扶養手当が支給停止となる場合は、普通認定から特別認定への要件変更手続が必要となります。この場合の要件変更日は、扶養手当の支給停止日となります。福利厚生事務の手引Ｐ３９の提出書類（給与等支払証明書〔用紙No.扶養７〕も必要です。）に加えて、事業主証明書を提出してください。

　　　※　扶養手当の受給要件の認定に当たっては、今回の措置（「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」）は適用されないとの前提に立って記載しています（Ｑ＆Ａ　Ｑ４－３参照）。扶養手当については、各認定権者にお尋ねください。

③　新たに被扶養者の認定手続を行うとき（特別認定による新規認定）

　　　　**直ちに提出**してください。

　　　　雇用契約により本来想定される年間収入が被扶養者の収入限度額未満であるが、一時的な収入変動によって収入限度額を超過している方を、新たに被扶養者として認定する場合は、福利厚生事務の手引Ｐ３７及び３８の提出書類（給与等支払証明書〔用紙No.扶養７〕も必要です。）に加えて、事業主証明書を提出してください。

※　令和５年度要件確認において認定取消となった方、過去に認定歴がある方等も含みます。

（４）適用日

　　　本通知による取扱いは、厚生労働省からＱ＆Ａが発出された令和５年１０月２０日以降の被扶養者認定等の収入確認において適用します。令和５年１０月２０日より前の被扶養者認定等の収入確認については遡及して適用しませんので、御注意ください（Ｑ＆Ａ　Ｑ１－４参照）。

　　※　令和５年１０月２０日より前に被扶養者認定要件を欠いていた場合には遡及して認定取消となります。その上で、令和５年１０月２０日以降の期間について本通知による取扱いにより再認定を希望する場合は、上記（３）③に従って速やかに又は認定取消と同時に手続を行ってください。この場合の再認定日に限り、原則として令和５年１０月２０日となります。

　　※　上記（３）③の場合かつ令和５年１０月２０日時点で既に本通知の認定要件を備えている場合に限り、被扶養者申告書〔用紙No.扶養１〕の所属所受理日が本通知の発出日から３０日以内（令和５年１２月１４日以前）である場合は、令和５年１０月２０日付認定とすることが可能です。

　　※　本通知の発出前に既に認定取消手続が完了していて、認定取消日が令和５年１０月２０日以降である方のうち、本通知による取扱いの対象とすることを希望する場合は、資格担当まで御相談ください。

（５）本通知による取扱いの具体例

　　　添付資料（１）を参照してください。

（６）対象回数

　　　連続する２回までが対象です。

公立共済では、前年７月からの１年間の収入を確認する要件確認を年１回実施しているため、回数の基準日を令和６年及び令和７年の７月１日として、基準日までの間に事業主証明書を用いることを１回とします。

　　　上記（３）②③の場合において事業主証明書を提出した場合であっても、その後の基準日が到来した時点で併せて１回とします（Ｑ＆Ａ　Ｑ１－６及びＱ１－７参照）。

（例１）令和５年１０月２０日付新規認定において事業主証明書を提出、令和６年度要件確認調査（基準日：令和６年７月１日）において事業主証明書を提出する場合は、令和６年７月１日時点で併せて１回とします。

（例２）令和６年１月１日付要件変更において事業主証明書を提出する場合は、初回の要件確認が令和７年度（基準日：令和７年７月１日）となりますが、令和６年７月１日時点でこれを１回とします。

（７）一時的な収入変動について

　　　公立共済においては、下記ア～ウを満たす場合に限り、一時的な収入変動と認めることとします。

ア　事業主証明書の「雇用契約により本来想定される年間収入」が１３０万円（６０歳以上の方、収入の中に障害年金を含む方又は障害年金受給程度の障害を有する方は、１８０万円）未満であること。

イ　事業主証明書の「人手不足による労働時間延長等が行われた期間」に、給与等支払証明書の「給与支払状況」に記載された期間のうち収入限度額を超過した期間が含まれていること。

ウ　事業主証明書の「上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）」が、給与等支払証明書の「給与支払状況」に記載された支払額と一致しているか、又は矛盾がないこと。

３　注意事項

（１）一時的な収入変動と認められる上限額

　　　一時的な収入変動の具体的な上限額については、当該上限が新たな「年収の壁」となりかねないこと、一時的な事情によるものかどうかは収入金額のみでは判断できないことから、上限額を設けないこととします。公立共済においては、給与等支払証明書等も踏まえつつ当該増収が一時的なものかどうか判断することとします。

　　　なお、被扶養者の年間収入が組合員の年間収入を上回る場合又は被扶養者（父母等）と組合員が別居している場合において被扶養者の年間収入が組合員の送金額の２倍を上回る場合は、組合員が当該被扶養者を生計維持していると認められないため、被扶養者認定は取消となります。

　　　（Ｑ＆Ａ　Ｑ１－５参照）。

（２）一時的な収入変動と認められる事情

　　　一時的な収入変動の要因としては、主に時間外勤務（残業）手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定されます。基本給が上がった場合や恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入変動とは認められません（Ｑ＆Ａ　Ｑ１－８参照）。

（３）被扶養者が複数の事業所で勤務している場合

　　　被扶養者が複数の事業所で勤務している場合、収入限度額を超過した主たる要因である事業所から事業主証明書を取得してください。ただし、複数の事業所においてそれぞれ一時的な収入変動がある場合は、それぞれの事業所から事業主証明書を取得してください（Ｑ＆Ａ　Ｑ３－５参照）。

（４）社会保険の適用要件を満たしている場合

　　　社会保険の適用事業所において、正社員として働かれる場合や、パート・アルバイト勤務であっても社会保険の適用要件を満たす場合には、社会保険の被保険者となるため、本通知による取扱いの対象となりません（Ｑ＆Ａ　Ｑ４－１参照）。

４　その他

　　令和５年１０月２０日付保保発１０２０第３号別紙１「社会保険適用促進手当に関するＱ＆Ａ」については、本通知では取扱いません。

５　添付資料

（１）【別紙１】公立学校共済組合東京支部における取扱いの具体例

（２）【別紙２】事業主の証明による被扶養者認定Ｑ＆Ａ

（３）【様式】一時的な収入変動である旨の事業主の証明

（４）【様式】給与等支払証明書〔用紙No.扶養７〕

（５）【記入例】一時的な収入変動である旨の事業主の証明・給与等支払証明書〔用紙No.扶養７〕

（６）国通知一式（１）

・　令和５年１０月１６日付総務省事務連絡「「年収の壁・支援強化パッケージ」について」

・　令和５年９月２９日付保保発０９２９第７号厚生労働省保険局保険課長通知「「年収の壁・支援強化パッケージ」について」

（７）国通知一式（２）

・　令和５年１１月１日付総務省事務連絡「「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて」

・　令和５年１０月２０日付保保発１０２０第３号厚生労働省保険局保険課長通知「「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて」

担当

公立学校共済組合東京支部　給付貸付課資格担当

鈴木・久能・片岡・河口

電　話　０３－５３２０－６８２６